

国民年金保険料の免除等に係る不適正事務処理 に関する人事上の対応方針

平成18年8月3日
社会保険庁

従来の組織体質を改めるとともに、全ての職員に対して、法令を遵守の上、業務成績の向上等を図るために奮起を促すべく、今回、行為者として処分される者に関する人事上の対応方針については、次のとおりとし、処分後速やかに人事異動を行う。

- 1 処分を受けた全ての職員について、平成18年度中は昇任・昇格人事を行わない。
- 2 処分を受けた事務所長以上の幹部職員のうち、懲戒処分を受けた者については、現在の管理職のポストから異動させる。
- 3 事務所長以上の幹部職員で懲戒処分を受けた者のうち、法令違反を主導したことに加え、本庁が行った累次の調査に対する虚偽報告や調査怠慢があった者については、降任・降格人事を行う。
なお、これらの者については、今回の人事異動後の勤務状況等を厳正に評価した上で、その後の処遇に反映する。
- 4 不適正事案を主導した事務所課長以上の事務所管理職員についても、「2及び3」に準じた人事上の対応を行う。その他の事務所課長以上の事務所管理職員であって、処分を受けた者については、平成19年度の定期異動の時期にあたる者であっても、原則、人事を凍結する。
- 5 平成20年10月に発足予定のねんきん事業機構の職員の任用に当たっては、今回の処分を重視しつつ、勤務成績に基づき厳正に判断する。